

看護小規模多機能ホームやすらぎ
(看護小規模多機能型居宅介護)
運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団恵正会（以下「事業者」という。）が運営する看護小規模多機能ホームやすらぎ（以下「事業所」という。）が行う指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊、看護サービスを組み合わせてサービスを提供することを目的とする。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の運営の方針)

第2条

指定看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要介護者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練、ならびに療養上の世話又は診療上の補助を行う。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、主治医、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。

(事業の運営)

第3条 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、事業所の従業者によるのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 看護小規模多機能ホームやすらぎ
- (2) 所在地 広島市安佐北区可部五丁目9番3号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。また、同一敷地内にある指定訪問看護事業所の管理者も兼務する。

- (2) 介護従業者 12名以上

うち1人以上は常勤の保健師又は看護師とするとともに、常勤換算方法で2.5以上となる保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）を配置し、利用者の健康管理、主治医の指示書に基づく看護サービス及び事業所における衛生管理等の業務を行う。

看護職員 4名以上

介護職員 8名以上

介護従業者は、利用者に対し必要な介護、看護、世話及び支援を行う。

- (3) 介護支援専門員 1名（常勤職員）

介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。
また、自らも指定指定看護小規模多機能型居宅介護従事者としてサービスを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間 通いサービス 午前8時30分から午後4時
宿泊サービス 午後4時から午前8時30分
訪問サービス 24時間

(登録定員及び利用定員)

第7条 事業所の登録定員及び利用定員は次のとおりとする。

- (1) 登録定員 29人
- (2) 通いサービスの利用定員 18人

(3) 宿泊サービスの利用定員 9人

(指定看護小規模多機能型居宅介護の内容)

第8条 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 介護計画の作成

(2) 相談、援助等

(3) 通いサービス及び宿泊サービスに関する内容

①介護サービス（移動、排せつの介助、見守り等）

②健康のチェック

③機能訓練

④入浴サービス

⑤食事サービス

⑥送迎サービス

⑦看護サービス

(4) 訪問サービスに関する内容

①排せつ・食事介助・清拭・体位変換等の身体の介護

②調理・住居の掃除・生活必需品の買い物等の生活の援助

③安否確認

④訪問看護

(5) その他

主治の医師との密接な連携の下に、利用者の心身の機能の維持回復を図り、療養上又は日常生活の支援指導を行う

2 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、次の点に留意するものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、前項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4) 介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの

提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。

(5) 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くことのないようサービス提供を行うものとする。

(6) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡等による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービス提供を行うものとする。

(7) 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行うものとする。

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第9条 介護支援専門員は、指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助の目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

3 介護支援専門員は、指定看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該指定看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付するものとする。

4 指定看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

5 介護支援専門員は、指定看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。

6 事業者は、主治医との連携を図り、適切な看護サービスを提供するために、事業所の看護師等（准看護師を除く。）に、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成させ、定期的に主治医に提出させるものとする。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の利用料等)

第10条 指定看護小規模多機能型居宅介護の利用料は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚告第126号）」に定めた基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。ただし、利用者が介護保険法に定める給付制限を受けている場合は、当該給付制限の内容に従うこととする。

2 事業者は、前項の利用料の他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

1日当たり 1,600円とする。

ただし、朝食 300円、昼食 700円、夕食 600円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとする。

(2) 宿泊に要する費用

1泊当たり 2,600円とする。

(3) おむつ代

実費

(4) 通常の事業の実施地域以外の利用者についての送迎の費用

通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合 実施地域を越えてから1km当たり30円とする。

(5) 通常の事業の実施地域以外で訪問サービスを行う場合の交通費

通常の事業の実施地域を越えて訪問サービスを行った場合の交通費 実施地域を越えてから1km当たり30円とする。

(6) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当であると認められるもの。

ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費

イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用 実費

3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

ただし、第2項第1号及び第2号の費用についての説明および同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、広島市安佐北区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

(1) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。

(2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。

(3) 利用者の所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。

(4) 利用者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を看護小規模多機能型居宅介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対応方法)

第13条 事業所の職員は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第14条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、市、利用者の家族、その他関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情等への対応)

- 第15条 事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じるものとし、その概要を利用者及びその家族に文書により説明しなければならない。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録し、当該苦情が指定看護小規模多機能型居宅介護のサービスの質の向上に資するものとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。
 - 3 事業者は、利用者又はその家族からの苦情に対して市及び国民健康保険団体連合会等が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業者は、苦情を申し立てた利用者又はその家族にいかなる差別的な取り扱いを行ってはならない。

(非常災害対策)

- 第16条 事業者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。
- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。
 - 3 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」

及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 介護従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らしてはならない。また、雇用契約を終了した場合においても同様とする。

(衛生管理等)

第18条 事業者は、その利用者の使用する食器その他設備、食材及び飲料について、衛生的な管理を行うなど衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(地域との連携など)

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。
- 4 事業所は、指定看護小規模多機能型居宅介護の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第21条 事業者は、サービス提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 関係従業者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制を整備する。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断する。具体的な身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明を行う
- (4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又は家族への説明を行う
- (5) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を行う
- (6) 介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(記録の整備)

第23条 事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 居宅サービス計画
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護計画
- (3) 主治の医師による指示の文書
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護報告書
- (5) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (6) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (7) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (8) 苦情の内容等の記録
- (9) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- (10) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録

- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第24条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 事業者は、職員の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的に指定看護小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、職員の勤務体制を整備し、次のとおり研修を実施する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

- 2 事業所は、適切な看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団恵正会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は令和2年4月1日から施行する。

この運営規程は令和2年7月1日から施行する。

この運営規程は令和3年4月1日から施行する。

この運営規定は令和6年4月11日から施行する。

この運営規定は令和7年4月1日から施行する。